

佐賀県告示第二百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年七月二日から平成二十二年八月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区	間
一般国道 三八五号	神崎市千代田町渡瀬字四本 松一九七六番六地先から 神崎市千代田町渡瀬字八の 坪九四六番五地先まで	変更前 の別
		幅員 メートル
	神崎市千代田町渡瀬字四本 松一九七六番六地先から 神崎市千代田町渡瀬字八の 坪九四六番五地先まで	後
		幅員 メートル
県道 佐賀八女線	神崎市千代田町渡瀬字四本 松一九七〇番二地先から 神崎市千代田町渡瀬字四本 松一九七五番四地先まで	変更前 の別
		幅員 メートル
	神崎市千代田町渡瀬字四本 松一九七〇番二地先から 神崎市千代田町渡瀬字四本 松一九七五番四地先まで	後
		幅員 メートル

市武諸富線 県道	
神崎市千代田町渡瀬字古賀 一一六番地先から 神崎市千代田町渡瀬字古賀 一一一番地先まで	神崎市千代田町渡瀬字古賀 一一六番地先から 神崎市千代田町渡瀬字古賀 一一一番地先まで
前	後
一七・二 三七・九	一五・〇 二五・〇
一一六・〇	一一七・二